

第7次エネルギー基本計画（案）に係る意見

電気事業連合会 事務局長 木村 昭彦

<意見・理由>

1. 全般（該当箇所：Ⅲ. 3、Ⅶ. 2等）

- ・ 温室効果ガス削減に向けて、電力分野と非電力分野を一体的に捉え、電源の脱炭素化と電化の推進をまず進めていくという点については賛同する。ただし、将来の電力需要については、GX産業構造の転換を謳うのであれば、能動的且つ計画的な増加を促す施策が不可欠である。
- ・ その上で、将来、電力需要が増加する見通しの中、S+3Eの基本原則の下、エネルギー安定供給を第一として、必要となる脱炭素電源の供給が確保されるように万全を期すことが求められるが、今後、本計画に則った政策の実行断面への移行（制度設計を含む）にあたっては、スピード感を持ちつつ、計画倒れとならないよう実効性の高い政策展開を期待する。
- ・ 今後、電源・燃料の脱炭素化や、これを支える電力ネットワークの次世代化を進めるには、時間とともに、相応のコスト増加は避けられないことから、国民の行動変容を促す観点からも、国はこの現実と正面から向き合い、国民全体が裨益するという考えのもと、国民全体での公平な負担と確実なコスト回収に向け、率先した理解醸成に取り組み、受容性のある負担のあり方や制度措置を検討する必要がある。

2. 再生可能エネルギー（該当箇所：Ⅴ. 3.（2）等）

- ・ 現行計画以上に野心的な2040年における再エネ導入量の実現に向けては、乗り越えるべき課題が多くあるが、事業者として再エネの電源開発・維持にしっかりと取り組んでいく。
- ・ 一方で、発電コスト検証の結果を踏まえつつ、必要な調整機能との組み合わせも含めて社会コストの最適化を図りながら導入拡大に努めていく必要がある。

3. 原子力発電（該当箇所：Ⅴ. 3.（3）等）

- ・ 将来、電力需要が増加する可能性が高い中において、特に2040年以降は原子力の設備容量が減少する見通しであり、サプライチェーンにおける事業予見性の向上、技術・人材の確保を維持する観点からは、国による具体的な原子力発電の開発・建設目標量の設定が必要である。
- ・ 将来にわたり持続的に原子力を活用していくためには、「廃炉を決定した原子力発電所を有する事業者のサイト内での次世代革新炉への建て替え」に限定しない開発・設置が必要である。

- ・ 現行の原子力損害賠償制度は、被害者救済の観点から無過失無限責任となっており、原子力事業者にとって事業を進める上での予見性が十分ではない。引き続き、民間で原子力事業に取り組んでいく必要があることを踏まえると、適切な賠償を迅速に実施することを前提としつつ、原子力事業者の予見性が確保されるよう、原子力損害賠償制度の見直しが必要であり、今後の制度見直しについて、第6次エネルギー基本計画と同様、「引き続き検討を進める」との記載はあるが、着実に前に進めていただきたい。また、原子力損害賠償制度について、第6次エネルギー基本計画の記載を踏襲し（パブリックコメントでは「原子力事業者及び国の役割分担も考慮した上で」が削除）、官民の役割を考慮のうえ検討を進める旨を明記いただきたい。

4. 火力発電（該当箇所：Ⅴ. 3.（4）等）

- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、事業者としても、再エネ、原子力の最大限の活用に加え、トランジション電源としてのLNG火力の導入推進、水素・アンモニア等の次世代燃料やCCS技術を活用した火力発電の脱炭素化に取り組んでいく。
- ・ 一方で、高効率石炭火力をはじめとする既設火力は、当面の間、安定的で低廉な電力供給に欠かせないものであり、今後、再エネを最大限導入していく上でも調整力・慣性力・同期化力を有する重要な電源である。
- ・ また、今後、電力需要が増加する見通しの中、仮に、脱炭素電源の導入が計画通りに進まないまま既設火力の廃止等が進めば、サプライチェーン喪失等により後戻りも困難となり、需給ひっ迫のリスクに対処できなくなる虞がある。そのような場合に、経済活動を維持しつつ、需給ひっ迫のリスクを回避するには、既設火力がラストリゾートとなる。
- ・ 今後も一定期間、既設火力を維持・確保していくためには、各市場制度の見直しに加え、トランジション期における既設火力維持に向けた制度措置（容量市場の見直しによる確実なコスト回収、ストランデッドコストの回収措置、予備電源制度の改良等）や、既設部品の供給網（サプライチェーン）や技術者の維持が必要である。

5. 電化（該当箇所：Ⅴ. 2等）

- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、我が国のエネルギー起源CO2排出量の過半を占める非電力部門の排出削減も重要である。そのためには電源の非化石化拡大と共に電化の推進が必要不可欠であり、事業者としても全力で取り組んでいく。
- ・ また、現時点では電化困難な領域と見做される分野であっても、産業競争力の向上に資するDX対応の生産工程の導入など、需要家に電化可能なGX設備への転換を促す取り組みを進めることも重要である。
- ・ 電化の推進に向けては、民生部門を中心に低温度帯で蓄エネルギーが可能な熱需要では、非化石な電力に加え「大気熱」等を利用したヒートポンプ技術の活用、産業部門を中心に高温度帯においては、既存の電化技術の活用が有効であり、そうした機器の導入拡大が非化石転換・DR（上げDRとして再エネ出力制御を抑制する点で非化石電源

拡大にも寄与)の拡大の点からも重要な要素であることから、エネルギー政策と産業政策を一体とし、GX産業につながる市場創造の具体施策を講じていくことが重要である。

- ・ ヒートポンプ機器の普及拡大等により化石燃料依存の脱却を進めていくために、エネルギー供給構造高度化法と同様、大気熱を再エネ熱の一つとして明確に位置付けることが必要である。また、将来に向けては、大気熱等の総合エネルギー統計への計上により、需要側での非化石転換による化石燃料削減効果が定量的に把握できるため、これらの検討が必要である。

6. GX（該当箇所：V. 4. (2) (3) 等）

- ・ GX経済移行債による投資促進策のうち、火力発電所の脱炭素化支援の一環でもある、水素・アンモニアの価格差支援・拠点整備支援は現状、2030年度に事業開始のファーストムーバーに限定されており、且つ、発電分野単独では支援対象とならない。
- ・ 一方で、脱炭素化を目指す火力発電所は、鉄や化学等の他産業がない地域を含め日本全国に点在しており、燃料サプライチェーン構築を含む火力発電所の脱炭素化に向けては、エネルギー供給拠点の分散化の観点から、支援の地域的な偏在を排するとともに、水素・アンモニア等の技術革新や普及拡大の現実的な時間軸を考慮した、セカンダムムーバーに対する切れ目のない支援が必要不可欠である。
- ・ 成長志向型カーボンプライシング構想の一環であるGX-ETSが2026年度から本格導入されるが、制度導入までのリードタイムが短く、早急な電源構成の変更は困難である。このような状況において、過度な負担が発生する場合、脱炭素化のための投資原資を喪失する虞があることから、トランジションの観点や既存制度との関連を踏まえた慎重な制度設計が必要である。
- ・ また、GX-ETSの導入によって発生する費用は、日本のカーボンニュートラル実現に向けて必要な費用であり、需要家の理解を得て進めていくものである。当該費用の公平な負担に向けて、国として理解醸成に取り組む必要がある。

7. 電力システム改革（該当箇所：V. 8等）

- ・ 経過措置料金については、十分な競争が確保できた段階で解除することになっているが、競争の阻害になっているという指摘があり、加えて、ウクライナ危機を契機とした電気料金の急激な高騰が国民経済に与えた影響や将来のリスク、CNの実現と安定供給の両立に向けた発電投資の状況等を総合的に勘案しつつ、料金負担の在り方について整理が必要といった指摘もある。これらの指摘を踏まえれば、経過措置料金を解除する場合に必要な措置の整理はもとより、存続する間の適切な見直し（燃料費調整上限の撤廃やGXコストの適切な反映等）、審査プロセスも含めた規制の在り方について、速やかに検討を進める必要がある。
- ・ 今後、経過措置料金の今日的な意義や役割を再整理するとともに、将来的に経過措置料金を解除する場合の課題（例：低圧における最終保障供給の在り方等）や当該課題

の解決に向けた論点の整理を進める必要があることは、電力システム改革検証の重要な論点の一つであることを踏まえ、第7次エネルギー基本計画に明記されるべき事項である。

以 上